

大月町ふるさとワーキングホリデー事業受入企業募集要項

1 目的

首都圏をはじめとする本町への居住を検討している者を募集し、大月町内で2週間から1か月程度働きながら地域住民との交流などを通じて田舎暮らしを体験できる「大月町ふるさとワーキングホリデー事業」を実施するにあたり、受入れしていただける法人又は個人(以下「受入企業等」という)を募集します。

2 募集要件

次の要件を満たすこととします。

- (1) 労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに参加者に対して正当な賃金(最低賃金以上)を支払うこと
※雇用契約書及び給料明細書等のコピーを提出していただきます。
- (2) 労災保険の加入など必要な手続きを行うこと
※労災保険等の加入を確認できる書類のコピーを提出していただきます。
- (3) 大月町の特性を生かした就労体験ができること
- (4) おおむね2週間から1か月受入れられること
- (5) 町税の滞納がないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当しない事業者

3 受入期間

令和8年6月1日から令和9年2月28日のうち2週間から1か月程度

※受入企業と参加者の希望により調整することとします。

4 申込方法

大月町ふるさとワーキングホリデー事業受入企業申込書(まちづくり推進課で配布、又は大月町ホームページからダウンロードできます)に必要事項を記入の上、FAX・メール・郵送・持参のいずれかの方法でまちづくり推進課まで提出してください。

5 申込締切

令和8年5月29日(金) 17:00 必着

6 その他

受入企業等は、この事業による業務を実施するために知り得た個人情報について、事業に必要な目的以外に使用することはできません。事業の終了後も、個人の権利利益を侵害することが無いよう、個人情報の取り扱いを適正に行うようにしてください。

7 お問い合わせ・提出先

〒788-0302 高知県幡多郡大月町弘見 2230
大月町役場 まちづくり推進課 地域対策係
TEL : 0880-73-1181 FAX : 0880-73-1380
E-mail : chiiki@town.otsuki.lg.jp